

牛久市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月13日(火)午後2時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第1会議室

3. 出席者

農業委員(13名)

会長 13番 山越 康義

会長職務代理 1番 吉田 功

委員 2番 川村 隆一 3番 飯田 光夫 4番 坪井 隆典

5番 村松 昇平 6番 澤田 臣男 7番 平沢 克人

8番 山越 隼人 9番 花島 常雄 10番 塚崎 光子

11番 藤田 文男 12番 中山 みつい

農地利用最適化推進委員(5名)

委員 中島 一郎 鈴木 正規 橋本 龍治 大塚 康夫 橋本 勝慶

農業委員会事務局(3名)

事務局長 榎本 友好 事務局長補佐 近藤 絹 主任 横川 多恵子

4. 欠席委員 無し

5. 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について

議案第3号 現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付について

議案第4号 非農地通知について

議案第5号 農用地利用集積計画(中間管理事業)に対する審議決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

6. 会議の概要

事務局	<p>本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、開会にあたり会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいまより第8回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>在任委員13名中出席委員13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。</p> <p>次に、議事録署名者の指名であります。議長に指名により任命してよろしいか、お諮りします。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
会 長	<p>それでは、議事録署名者に3番 飯田光夫委員、4番 坪井隆典委員を指名いたします。</p> <p>参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、橋本龍治委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。</p> <p>事務局は、榎本事務局長、書記として近藤事務局長補佐、横川主任です。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号から第6号まで一括上程致します。なお、審議の都合上、議案第1号より審議致します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可について、議題に供します。議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、2番、川村隆一委員は議事参与できませんので、退席願います。</p> <p>～ 川村委員 退席 ～</p>
会 長	<p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可についてです。</p> <p>第1項、岡見町字九升蒔2956番1外2筆（畑）計1,511㎡です。</p> <p>申請者の譲受人は農業経営規模拡大のため、農地の賃借借権を設定するもので、基盤法から3条への切り替えです。</p> <p>申請者は龍ヶ崎市在住の中国籍の男性で在留資格「経営・管理」、在留期間は令和7年1月4日となっておりますが、在留期間を更新し営農を拡大していく意向と伺っております。申請者は5年の農作業経験を有する農業経営者であり、自作により、</p> <p>畑：4,198㎡、借入により、畑：28,686.5㎡、合計32,884.5㎡を経営し、龍ヶ崎市発行の耕作証明が提出されております。権利取得後の作付け予定作物はネギとなっております。</p> <p>世帯員の状況としては、農作業経験5年の妻と2人で年間300日農作業に従事する申請となっております。また、大型農機具として、トラクター3台、耕運機4台、田植え機1台、輸送用の2tトラック等農用自動車3台を保有しており、農地取得の権利は有しております。</p> <p>第2項、岡見町字九升蒔2959番1（畑）3,645㎡です。</p>

申請者の譲受人は農業経営規模拡大のため、農地の賃貸借権を設定するもので、基盤法から3条への切り替えです。申請者は第1項と同じ龍ヶ崎市在住の中国籍の男性で、5年の農作業経験を有する農業経営者であり、自作により、畑：4, 198㎡、借入により、畑：28, 686.5㎡、合計32, 884.5㎡を経営し、龍ヶ崎市発行の耕作証明が提出されております。権利取得後の作付け予定作物はネギとなっております。

世帯員の状況、大型農機具の保有状況については第1項の説明と同じであり、農地取得の権利は有しております。

会 長

事務局説明は以上です。

現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

平沢委員

議案第1号第1項および第2項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。

会 長

以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

では、農業委員に対して質疑を許します。

一 同

なし。

会 長

議案第1号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同

異議なし。

会 長

異議なし全員賛成と認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。ここで川村隆一委員の議事参与を認めます。

～ 川村委員 着席 ～

会 長

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による転用目的の所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による転用目的の賃貸借権設定許可についてです。

第1項、田宮町字笹塚番外1番291外1筆、畑、1, 077㎡についてですが、転用目的は太陽光発電設備の設置です。申請者は、大阪府大阪市に本社を置く、再生可能エネルギーによる発電等の事業を行う法人で、計画する太陽光発電設備は太陽光パネル550W162枚、パワーコンディショナー5.5kW9台を設置し、太陽光パネル換算で総発電量89.1kW、パワーコンディショナー換算で49.5kWとなっております。発電した電力は非FITとして、経済産業省の登録を有する小売電気事業者に売電し、売電価格は1kWhあたり11円、調達期間は、非FIT太陽光発電所の系統連系日から20年間です。事業計画では、土砂の搬

入・搬出はなく、用水・排水の計画はなし、雨水は敷地内での自然浸透となっており、雨水や土砂の流出が懸念される場合は小堤やU字溝の設置で対処する内容となっております。また、周囲をフェンスで囲い、工事中、事業開始後の隣接地への影響が出ないように配慮するとしています。

用地の取得費用及び太陽光発電施設建設費・整備費等の費用については全額自己資金で賄う計画となっております。なお、他法令について関係機関との協議は整っております。

次に第2項、岡見町字天王台1477番4(畑)330㎡、所有権移転許可、転用目的は自己用住宅です。申請者は土浦市の住宅に夫婦で在住しておりますが、申請地の隣接地に住む妻の父親を介護するため、親から土地の贈与を受けて自己用住宅を新築するものです。計画している住宅は、木造平屋建て94.40㎡、取水は井戸、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後に敷地内処理する計画です。資金については借入で賄う計画で、関係機関の協議は整っております。なお、本案件は昨年9月の総会で農業振興地域整備計画に関する法律第8条第1項の規定により、牛久市長より、牛久農業振興地域整備計画の変更について意見照会が出され、異議なしとして回答した案件となります。以上です。

会 長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

平沢委員 令和6年2月1日に山越隼人委員、花島委員、事務局で現地調査に行きました。
議案第2号第1項ですが、農地区分は二種農地と考えます。転用目的が太陽光発電設備設置場であり、今回の申請について許可相当と思われます。
議案第2号第2項ですが、農地区分は二種農地と考えます。転用目的が自己用住宅であり、今回の申請について許可相当と思われます。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

農業委員 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第2号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
続きまして、議案第3号の現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付について、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号 現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付についてです
県の事務処理要領では、写真の添付にかかわらず、原則として農業委員3人以上と事務局職

員により現地確認を実施し、証明の範囲であるものと認められたものについては、農業委員会総会で議決し、証明願に奥書証明を行い交付することになっております。

第1項、岡見町字遠宿2945番20、畑、975㎡ですが、申請者から非農地証明願が提出された案件となります。

申請者は神奈川県在住の非農家であり、相続により当地を取得したが、耕作はしておらず、申請では現在は原野化しており、経過年数は20年以上となっております。地目は台帳上では畑で、農振農用地の区域に含まれておりますが、農政課と農振除外の事前協議は実施済みとなっております。

現地は南側が太陽光発電所、西側と北側が地目雑種地、東側隣接地の南半分は自己用住宅として令和5年3月に転用しており、申請地を非農地化することによる、連担する農地の分断はないと考えられます。

なお、申請には、平成11年5月30日撮影の国土地理院発行の航空写真が添付されておりますが、敷地全体がうっそうとした濃い緑色であり、営農されておらず山林化しているように見受けられます。以上です。

会 長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

平沢委員 議案第3号第1項ですが、ご覧いただいております写真のように、現況は非農地でした。現より約24年前、国土地理院発行の平成11年5月撮影の航空写真から見ても、すでに営農されておらず山林化しているように見受けられます。申請地を農地として復元するには相当の労力と資金が必要であり、今後農地に復元して営農する農家を探すことは困難だと思われまます。したがって、非農地として証明することについて問題はないと思われまます。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第3号について原案のとおり証明してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし

会 長 全員異議なしと認め、議案第3号は、証明することに決定いたします。
つづきまして、議案第4号、非農地通知について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号 非農地通知についてです。

農業委員会は、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、「すでに森林の様相を呈するなど、農地に復元することが著しく困難」、「周囲の状況からみて、その土地を農地として復元

しても継続して利用することができないと見込まれる」などの再生利用が困難な農地と判断した農地があった場合は、原則として当該調査を行った年内に、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外し、通知することとされています。本年度の調査で再生利用が困難と判断した農地のうち、畑32筆

17,068㎡について、総会で議決が得られれば非農地とし農地台帳から除外し、非農地通知を発出するものです。

事務局 (現況について説明)

会長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一同 なし。

会長 質疑はございませんか。議案第4号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一同 異議なし。

会長 異議なし全員賛成と認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたします。つづきまして、議案第5号の農用地利用集積計画(中間管理事業)に対する審議決定について議題に供します。議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番、花島常雄委員は議事参与できませんので、退席願います。

～ 花島委員 退席 ～

会長 事務局より説明願います。

事務局 議案第5号、農用地利用集積計画(中間管理事業)に対する審議決定についてです。

改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、牛久市長より農業委員会に対し、第11回牛久市農用地利用集積計画の案が提出されております。令和5年度 第11回農用地利用集積計画 集計表(農地中間管理事業) (新規)の表をご覧ください。賃貸借権設定期間10年以上が、田:5件、9,066㎡、畑:3件、11,206㎡、合計8件、20,272㎡、使用貸借権設定期間10年以上が、畑:4件、4,991㎡、表4段目、全体の合計が、田:5件、9,066㎡、畑:7件、16,197㎡、合計12件、25,263㎡の利用権を設定する内容となっております。なお筆ごとの詳細は次ページのとおりです。以上です。

会長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何か

ご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同

なし。

会 長

質疑はございませんか。議案第5号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同

異議なし。

会 長

異議なし全員賛成と認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたします。ここで花島常雄委員の議事参与を認めます。

～ 花島委員 着席 ～

会 長

つづきまして、議案第6号の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取についてです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、牛久市長より農業委員会に対し、農用地利用集積等促進計画の案が提出されております。

資料を1ページめくっていただき、令和5年度農用地利用集積等促進計画案 集計表をご覧ください。賃貸借権設定期間3年未満が、田、25件、39,348㎡、3年から10年未満が田；6件、7,538㎡、計；田：31件、46,886㎡となります。筆ごとの詳細については次ページの通りとなります。以上です。

会 長

以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

他にご意見ございませんか。意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同

なし。

会 長

質疑はございませんか。議案第6号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同

異議なし。

会 長

異議なし全員賛成と認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に報告事項です。農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について、事務局処務規程第6条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報告がありましたので資料をお読み取りください。

本日の議事は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、第8回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力いただき有り難うございました。